

## 平成30年度御浜町障がい者就労施設等からの物品等の調達方針

### 1 趣旨

この方針は、「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律」（平成24年法律第50号。以下「法」という。）第9条の規定に基づき、町が行う障がい者就労施設等からの物品等の調達の推進を図るための方針を定めるものとする。

### 2 方針の適用範囲

この方針は、平成30年度における町の全ての機関が行う物品等の調達に適用する。

### 3 調達の対象となる障がい者就労施設等

調達の対象となる障がい者就労施設等は次のとおりとする。

(1) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）の規定に基づく事業所等（以下「障がい者就労施設」という。）

ア 就労移行支援事業所

イ 就労継続支援事業所（A型・B型）

ウ 生活介護事業所

エ 障がい者支援施設（就労移行支援、就労継続支援、生活介護を行うものに限る。）

オ 地域活動支援センター

(2) 三重県障がい者共同受注窓口（以下「共同受注窓口」）

### 4 調達推進に関する基本的な考え方

町は、物品等の調達に当っては町内の障がい者就労施設を優先し、可能な限り県内の障がい者就労施設から調達や共同受注窓口の活用を検討するものとする。

### 5 調達する物品等

物品等とは、町が調達する物品等のうち、清掃、草刈作業、公園管理等、障がい者就労施設等が受注することが可能な委託業務及び物品の購入をいう。

### 6 調達の目標

この方針により、平成30年度に町が調達する物品等の調達目標は次のとおりとする。

調達目標        1, 5 0 0 千円 以上

### 7 調達方針に関する窓口

この調達方針の担当窓口は、健康福祉課とし、各課が調達を円滑にできるよう障がい者就労施設等の提供可能な物品等の情報提供を行うものとする。各課はその情報に基づいて直接契約や調達を行うものとする。